

令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）における新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の一部に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費に対して補助金を交付することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 次条に規定する補助対象事業を実施した私立幼稚園の設置者とする。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した私立幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液等）や備品の購入等に関する事業及び業務を支援するために行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の対象となる経費は、次のうち令和5年（2023年）4月1日以降に事業着手（契約締結）し、令和6年（2024年）1月31日までに事業完了するものとする。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、私立幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費
- (2) 前号に加えて、私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

（補助金額）

第6条 この補助金の交付額は、次のいずれか少ない額に千円未満の端数を切り捨てた額とする。

- (1) 対象経費の実支出額から当該対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額
- (2) 1園当たりの補助基準額
 - ア 私立幼稚園の認可定員が19人以下 300,000円
 - イ 私立幼稚園の認可定員が20人以上59人以下 400,000円

ウ 私立幼稚園の認可定員が60人以上 500,000円

- (3) 私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日31生私振第1958号東京都生活文化局）に基づき、東京都が条件に適合すると認めた金額

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請兼実績報告書明細（第2号様式）
- (3) 令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金におけるかかり増し経費に係る確認書（第3号様式）
（第5条第2号のかかり増し経費を申請する場合のみ）
- (4) 令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請兼実績報告書におけるかかり増し経費の積算資料（第4号様式）
（第5条第2号のかかり増し経費を申請する場合のみ）
- (5) 事業に係る領収書等の写し
- (6) その他参考となる資料

2 規則第6条に規定する申請書に記載すべき事項のうち、(2)及び(3)については、本制度の目的に鑑み省略できるものとする。同様の理由から、同条に規定する申請に際し添付すべき書類のうち、予算書及び収支計画書については省略できるものとする。

（交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査等を行い、その旨を令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定兼確定通知書（第5号様式）により通知する。

（変更等の承認の申請）

第9条 規則第10条第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときの市長の承認の申請は次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金変更申請書（第6号様式）
- (2) 事業の変更内容等が確認できる資料

2 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の変更を承認するときは、令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金変更承認通知書（第7号様式）により通知する。

3 規則第10条第2号の規定による補助事業の中止又は廃止しようとするときの市長の承認の申請は令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金中止・廃止承

認申請書（第8号様式）を提出して行うものとする。

- 4 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の中止又は廃止を承認するときは、令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金中止・廃止承認通知書（第9号様式）により通知する。

（交付の時期）

第10条 市長は、第8条又は第9条第2項の規定により決定した補助金については、決定後速やかに交付するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

（是正のための措置）

第11条 市長は、調査の結果、事業者が実施する事業が本要綱に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

（交付決定又は承認した内容の変更）

第12条 市長は、規則第15条、前条、第14条の規定、並びに第5号様式及び第7号様式の交付条件により補助金の交付決定又は承認した内容の変更を決定したときは、補助対象者に対し、その旨を令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金変更交付決定通知書兼補助金の額の再確定通知書（第10号様式）により通知する。

- 2 前条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（交付決定又は承認した内容の取消し）

第13条 市長は、規則第15条、第11条、第14条の規定、並びに第5号様式、第7号様式及び第10号様式の交付条件により補助金の交付決定又は承認した内容の取消しを決定したときは、補助対象者に対し、その旨を令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金決定取消通知書兼補助金の額の再確定通知書（第11号様式）により通知する。

- 2 前条により補助金の交付決定又は承認した内容が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（交付の条件）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。

- 2 前項に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を八王子市に納付させることがある。

- 4 東京都が私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日31生私振第1958号東京都生活文化局）による実績報告の調査をした結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるために第12条又は第13条の措置を行う。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 6 事業が予定の期間内に完了しない場合又は業務の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 7 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに令和5年度（2023年度）八王子市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）を市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 8 補助対象者は、本補助金の収支に関する帳簿ならびに対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 9 その他の交付の条件については、私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日31生私振第1958号東京都生活文化局）に定めるところによるものとする。

（補則）

第15条 市長は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

（期間）

第16条 この要綱は、令和6年（2024年）3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。